

「消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会」の開催について

平成 26 年 7 月 1 8 日

消 費 者 庁

1. 趣旨

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）による消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正を踏まえ、消費生活相談の質の向上を図るとともに、全国的に消費者にとって身近なところで消費生活相談員による専門的な消費生活相談及びあっせんが受けられる体制作りを目指し、消費生活相談員資格試験制度等に関して検討する。

2. 主な議題

- 1) 消費生活相談員資格試験の内容及び運営
- 2) 新制度下における現行の消費者安全法施行規則第7条各号に掲げられる資格を保有する者と消費生活相談に関する実務の経験を有する者の位置付け

3. 進め方

平成 26 年 7 月以降、月 1 ～ 2 回程度開催